

2022 年 4 月 18 日

滋賀県議会各派代表者様

日本共産党滋賀県議会議員団

団 長 節木三千代

幹事長 杉本 敏隆

議会の民主化等の提言について

日本共産党滋賀県議会議員団は、議会の民主的運営と議員の発言権保障の立場から以下の提案をします。

1 議会人事について

議会人事は、憲政の常道に従い、次のルールを基本とする。

議長 第 1 会派

副議長 第 2 会派

監査委員 議員平等の原則にもとづいて基準を設定する。

2 交渉会派を 3 人以上とする。ただし、総務大臣に届け出の政党所属議員であり、かつ当該政党名を呼称または表示する場合は 2 人以上でも交渉会派とすること。

3 各派代表者会議は、各会派の代表 1 名をもって構成すること。

4 議会は「言論の府」であり、議員活動の基本は言論であり、「発言の自由」を保障することを基本にすえて議会運営にあたること。

① 質問時間は、議員の発言権を保障するために、現行の 1 人年間 120 分以内を見直して、増やすこと。

② 質疑・関連質問は、一般質問とは別に質問時間を設けること。

③ 関連質問は議会の議論を活発にし、その内容を深化させる有意義なものであることから、従来通り議長の許可により関連質問ができるものとする。

④ 「知事提出議案については、全会一致で可決予定の賛成討論は認めない」ことが、11 月定例会議および 2 月議会定例会議において試行することが決められたが、従来通り認めること。

⑤ 「質疑および一般質問」について、議事日程を総括質疑と一般質問に分けることも試行されているが、会派を代表する総括質疑であることから、発言時間は別枠で保障すること。

5 請願及び陳情について、請願者及び陳情者の意見を述べる機会を設けること。

6 議会広報（滋賀県議会だより）は、現行方式を改め、各議員の質問と答弁が明確になるよう改善すること。

7 政務活動費は、収支報告書・領収書等をホームページに公開し透明化をはかること。

8 特別委員会は、常任委員会と異なり、特定の付議事件の審査、調査のためにその都度設置されるものであることから、必要性に応じて設置する。とりわけ、新型コロナウイルス感染症による県民生活への影響が甚大な状況において、「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」を設置すること。

以上